

# ProFitter UEDA

会計で会社を強くする!

上田税理士事務所  
事務所通信 6月号

## ~目次~

税理士上田のご挨拶  
旬の話題  
お客様訪問日記  
Surplus-サープラス-  
日本政策金融公庫の  
融資制度について  
ほっと一息  
南船場から  
編集後記

## 税理士上田のご挨拶

『書面添付』

皆さん、こんにちは。6月になり、平成24年もそろそろ、折返しの月となりました。早いものです。新年に立てた計画の遅れ、何とか追いつきたいものです。

さて、今月は、私どもの事務所が力を入れている「書面添付」制度について書かせていただきます。この「書面添付」制度は、「税理士法」という法律に定められている制度で、しっかりした会計処理をされている企業の申告書に、「この申告書は、税理士上田が見る限り問題ありません。」という意見をつけて申告をする制度です。

この意見書の提出があると、税務署が調査をしようとする場合、まずは、事前に税理士の意見を聞かなければなりません。(意見聴取制度)その結果、疑問点等が解消されますと、その時点で、実際の調査には移行しないということになります。(実質上の調査省略)

また、金融機関から見ましても、この書面がついている決算書は、「信頼性」が高いとされています。国民生活金融公庫の融資に際しては、スピーディーな審査を約束してくれています。

このように、「国(税務署)」と「金融機関」から、高い評価を受けるメリットのある制度だと考えていますが、一番のメリットは、書面添付制度を利用できる企業そのものだと思います。書面添付制度を利用するためには、「しっかりした経理体制の構築」と「健全な納税意識」が不可欠です。

この環境を作り上げることが、企業の健全な発展に大きく寄与するのではないのでしょうか。

昨年度の、この制度の実践割合は、全お客様の58%でした。全てのお客様に、この制度をご利用いただくため、全力でご指導させていただきますので、ご理解・ご協力、今後ともよろしく願いいたします。

平成24年6月1日(金)  
税理士 上田 兵二



## 旬の話題

~ 上田税理士事務所からのお知らせ ~

編集担当: 岩岡信介

7月になると源泉所得税の納期特例制度を受けておられる法人・個人事業者さんに、1月~6月の間に支給した給料源泉と報酬源泉を7月10日(火)までに納付をして頂きます。

納付金額については、PX2(戦略給与情報システム)をご利用の方は、『給与』のタグのメニュー番号『42. 所得税の納付書転記資料』を活用してもらって、給料源泉に関しては、自動的に集計されます。

あとは、税理士報酬等の報酬源泉の金額を集計して入力すると、納付書転記資料が作成されますので、そのまま納付書に集計期間と金額等を転記します。

7月10日(火)は、他にも社会保険の算定基礎届・労働保険の概算・確定保険料一般拠出金申告書の提出期限となっております。

詳しくは、今月の巡回監査時に担当者から再度ご案内させていただきます。



# お客様訪問日記

～毎月巡回監査で訪問しているお客様をご紹介します～

今回のお客様は **株式会社ベストスナップ** 様です

ご協力ありがとうございました！【巡回監査担当:松丸】

今回はレストランウエディングの撮影をされている株式会社ベストスナップさんをご紹介します。

「人の心に届き、人に力を与える写真を残したい。心が温かくなることを一番に考えています。」とおっしゃる社長の藤平さんは、レストランウエディングの撮影を中心とした会社を、今年の1月に立ち上げました。

藤平さんが創業するきっかけとなったのは、想いのこもったスナップ写真をたくさんの人に、そして気軽に購入して欲しいと考えたことです。

そのため、無料でカメラマンを派遣し、撮った写真を参加者専用WEBページに掲載し、気に入った写真を必要な枚数だけ購入できるサービスを展開しています。このサービスが好評で、今では提携しているレストランも着実に増えています。



ウエディングアルバム



今イチオシの「なまえアート」です

また、ウエディング撮影に手応えを感じている藤平さんが、結婚の次は...と新商品を開発されました。それは、「生まれたばかりのお子さんへの最初のプレゼントは『名前』なんですよね。」と、お子さんの写真に命名の由来を詩にして残しておくサービス「なまえアート」です。5月に発表して、すでに6月は予約でいっぱいだとか。

その瞬間にしかない笑顔、その瞬間にしかない想い、その瞬間を残せるのが写真の魅力で、「素敵な写真を残していただいてありがとう」と言って頂いた時が一番の喜びだそうです。

人の心に届き、人に力を与える写真を残す。という理念を持ち、常に新しいことに挑戦している藤平さんとお話すると、いつも刺激をもらえます。

これからは、モノづくりを支えている技術者の信念、野菜の生産者の真心、といった人の心をスナップ写真におさめ、もっと発信していきたいと、今後の展望を語ると同時に、いい写真をとるカメラマンの育成が課題だそうです。

充実した日々を楽しんでいる藤平さんを会計税務の面から応援していくぞ！と決意を新たにしました。



写真一枚一枚に社長の想いが込められています。



担当の松丸と社長の藤平さん

## 株式会社ベストスナップ

〒533-0033  
大阪府大阪市東淀川区東中島1-17-5  
スタジオ新大阪228

TEL:06-6195-9877

ホームページ  
<http://best-snap.com/>

## 『記帳適時性証明書』

～ 会計帳簿作成の適時性（会社法432条）と電子申告に関する証明書』

皆様、記帳適時性証明書をご存じですか？

お金を借りるときは必ず決算書の提出が求められます。その決算書に「記帳適時性証明書」が添付されていると、金融機関からの信頼度が格段に上がります。

「記帳適時性証明書」は、決算書が期中に作成された会計帳簿と完全に一致していることや、会計事務所の巡回監査を受けて月次決算を行ったこと等を、株式会社TKCが第三者として証明するもので

す。つまり、記帳適時性証明書によって決算書の信頼性を確かめる事が出来ます。記帳適時性証明書を添付することで、金融機関の融資判断に必要な情報開示を行うことが可能になり、その結果円滑な資金調達を行うことが出来ます。

融資を受けたいと考えたとき、記帳適時性証明書がきっと役立ちます。上田税理士事務所のお客様には、記帳適時性証明書を決算書に添付してお渡ししています。是非一度、ご覧になってみてください。

### 「記帳適時性証明書」の記載内容の金融機関によるチェック項目

※「記帳適時性証明書」の内容を金融機関にて審査(チェック)していただくための欄です。

- 会計記帳が継続的になされてきたか？**  
○ 会計記帳が継続的になされたことを証明するため、会計事務所が過去3年間に毎月実施した巡回監査の実績を表示しています。
- 法人税申告書が決算書に基づいて作成されているか？**  
○ 法人税申告書が決算書に基づいて作成されていることを証明します。
- 「継続MAS」は利用されているか？**  
○ 「継続MAS」(企業の経営改善計画を策定するシステム)の利用状況を表示します。
- 「FX2シリーズ」は利用されているか？**  
○ 「FX2シリーズ」(企業向けの管理会計システム)の利用状況を表示します。
- 「書面添付」が実践されているか？**  
○ 税理士法第33条の2が規定する書面の添付の有無を表示します。

## 日本政策金融公庫の融資制度について

日本政策金融公庫（以下、日本公庫）は国の政策として中小企業に対する融資を積極的に行っている金融機関です。上田税理士事務所でも、お客様が融資を行う際は日本公庫様をご紹介させて頂く事が多々あります。今回は、そんな日本公庫様の融資制度について、ご紹介させていただきます。

皆様にお渡しする決算書の中に「中小企業の会計に関する指針チェックリスト」というものがあるのをご存じでしょうか？

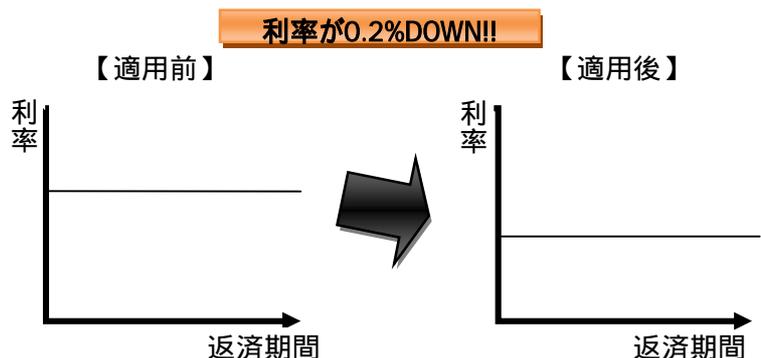
これは、中小企業庁等が策定した「中小会計指針」、もしくはこの度新しく策定された「中小会計要領」の会計ルール（決算内容や会計処理の方法）を適用しているかを示しています。

どちらかに適用していれば、日本公庫様で融資を行う際、利率が0.2%下がります。（中小会計ローン）これらの適用を証明し、日本公庫様にお渡しするのが、決算書にある「チェックリスト」です。また、この作成は税理士が行わなければなりません。

上田税理士事務所では、毎月の巡回監査でこれらの会計ルールに適用されるように指導・サポートさせて頂いております。

また、私たちは決算の際はこのチェックリストを作成しますので、融資を行う際には、迅速に提出する事が可能です。

ご融資をお考えの際は、お気軽に巡回監査担当者までお声掛け下さい。



# ほっと一息♪

編集担当: 吉田公彦

みなさま、こんにちは。今月のほっと一息は、1月号以来となります吉田が担当します。ちょうど1月から5月くらいまでは会計事務所にとって繁忙期にあたり一息つくまもない時期です。そんな中、私事なのですが第二子(次女)が誕生しました。

わが子はもちろんかわいいのですが、一方で生まれたばかりの子は上手く意思疎通ができないし、泣いてばかりなので正直ちょっと苦手なんです・・・(怒られるかもしれませんが)

というわけで、家庭の中での僕の役割は必然的に長女(3才)の世話になり、休日などは長女とかなりの時間を過ごすこととなりました。

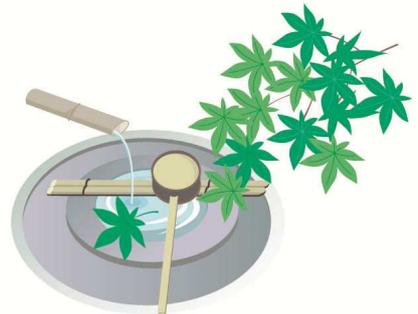
子供も3才くらいになると知恵がついてきていろいろな言葉遣いや態度をします。

人が音楽を聴いていると「うるさい!」、気に食わないことをいわれると無視、食事の時の横着な態度・・・等々なかには腹の立つことも多く、こちらも怒る(叱る)機会も多くなってきました。

最近気づいてきたのですが、自分が娘に叱っている内容というのが、ほぼ全て自分が子供のころ怒られていたこと、もしくはいまだに注意されていることなんです。(お恥ずかしいことですが)

早い話が、娘は単に親のまねを育っていたということで、「大人だからいい!」のような反論はできるはずもなく、くやしいですがまず自らを反省せざるを得ません。

ほっと一息できたようで、できない今日この頃です。



## 南船場から♪

編集担当: 小長野裕基

とりぶん

### ~西文 南船場~

住所 大阪市南船場4-6-15  
東和ビル地下1階

電話 06-6241-3339

定休日 土・日・祝日

営業時間

ランチ: 11:30~14:30

ディナー: 17:30~00:00



とりぶん

事務所から筋を一本東にいった『西文』のご紹介です。お腹一杯お昼ごはんを食べたい時に利用させてもらっています。

オススメは、「炭焼き鶏もも定食」です。「ねぎ塩だれや黒胡椒」など、数種類の中から選べるソース(写真は『マヨポン味』)と「備長炭で焼き上げたジューシーな焼鶏」との相性が抜群です。さらに唐揚げとサラダ、一品物、お味噌汁にご飯でお腹一杯になり、午後からもさらにながらぶるぞという気持ちになります。

事務所へ来所の際や近くにお寄りの際には、ぜひ一度足を運んでみて下さいね

## 編集後記

編集担当: 有留奈美

先月の5月号でご紹介させていただいた『金環日食』、皆様はご覧になられましたか? 巡回監査から帰ってきたスタッフの話によると、『金環日食』の話題で大いに盛り上がった関与先様が結構多かったみたいです。

さて、上田税理士事務所では、7月13日(金)に、セミナーを開催いたします。是非、皆様を知っていてほしい内容が盛りたくさんとなっております。詳しくは、今回の請求書に同封させて頂きましたセミナーの案内をご覧ください。



### 上田税理士事務所

〒542-0081  
大阪市中央区南船場4-11-20  
心齋橋アルテビル4階

TEL 06(6253)5885  
FAX 06(6253)7557  
E-mail info@zh-beruf.com

是非、ホームページもご覧ください。http://www.zh-beruf.com

今月も拝読いただきありがとうございます。